

茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例等について

● 条例の概要(平成30年3月公布)

目的(第1条)

○県の責務および関係者の役割、
県の施策等を定める

被害防止対策の推進

○農林水産業の発展
○県民の安全・安心な生活の確保

県の責務および関係者の役割(第3~6条)

県
(第3条)

○被害の防止対策に関する施策の策定, 実施
○市町村の実施する施策への支援

県民
(第5条)

○指定野生鳥獣への理解の深化
○県及び市町村の施策への協力

市町村
(第4条)

○地域の実情に応じた被害の防止対策に関する施策の実施

指定野生鳥
獣関係団体
(第6条)

○人材の育成, 情報の発信等の取組の実施
○県及び市町村の施策への協力

施策の推進(第7条)

○指定野生鳥獣の生息状況, 被害の状況等に応じた効果的な被害の防止対策の推進
○県民向け情報の収集・提供
○身体への危害等の防止に資する知識等の普及啓発
○捕獲の担い手の確保, 捕獲の担い手の技術, 知識向上のための研修充実

○被害の防止に携わる者の育成, 資質の向上
○情報通信技術活用, 調査研究の推進
○捕獲した指定野生鳥獣の有効活用の促進
○捕獲に起因する事故の防止
○その他必要な施策の推進

● 茨城県の主な取組み

- 獣害対策サポーター, 市町村職員等研修会の実施(平成30年7月, 平成31年2月)
- ハンティングの魅力セミナー(平成30年8月・12月), 新人ハンタースキルアップ研修会の実施(平成30年9月, 平成31年2月)
- 情報通信技術の活用による加害個体の捕獲活動の効率化の検討
- イノシシ等農作物への被害状況調査の実施